

4 総防管第 3 4 5 号
令和 4 年 4 月 2 1 日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

リバウンド警戒期間における取組について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

都内の感染状況については、感染者数・重症者数ともに、減少傾向にあります。他方、専門家からは、新規陽性者数が十分に下がり切らないまま増加に転じることに、引き続き警戒が必要であるとの指摘がありました。また、病床使用率は横ばい傾向となっており、依然として医療提供体制に負荷がかかっています。

こうした状況や、人流が増加するゴールデンウィークを迎えることを踏まえ、都は、4月21日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において、「リバウンド警戒期間」を延長することとし、4月25日から5月22日までを期間とする「リバウンド警戒期間における取組」を決定いたしました。

その概要は、①都民向けに、混雑している場所や時間を避けて行動すること、会食は少人数・短時間で実施すること等に加え、ゴールデンウィークに向けた感染防止対策の協力を依頼、②認証を受けた飲食店等については、同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内、滞在時間を2時間以内とすること（全員の陰性の検査結果を確認した場合は、人数、利用時間の制限の対象外）について協力を依頼、③イベントについては、人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催を要請し、感染防止安全計画の策定によって規模要件を緩和しています。

なお、取扱いに変更がある場合は、対策本部における決定後、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

令和4年4月21日付け「リバウンド警戒期間における取組」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年3月17日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040317.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。

リバウンド警戒期間における取組

令和4年4月21日
東京都

1. リバウンド警戒期間における取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年4月25日（月曜日）0時から5月22日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・混雑している場所や時間を避けて行動
- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(外出・移動等)

- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼

(会食等)

- 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請 (法第24条第9項)

3. 都民向けの呼びかけ

ゴールデンウィークに向け、都民に以下の協力を依頼

(ワクチン接種)

- ゴールデンウィーク前にワクチン接種
- 事前の接種ができない方は、ゴールデンウィーク期間を利用して接種

(検査の実施)

- ゴールデンウィークに帰省、旅行等する場合は、事前に検査を受検
- 旅行や会食後など、不安を感じた場合も検査を受検

(基本的な感染防止対策)

帰省先や旅行先でも基本的な感染防止対策を徹底

- 会話時のマスクを着用、大声を控える
- 室内、自動車内の積極的な換気
- 体調によっては思い切って予定を変更
- こまめな手指消毒

(ゴールデンウィークで特に想定される場面毎の注意事項)

場 面	注意事項
帰省、旅行、外出のとき	<ul style="list-style-type: none">●大切な人に会う前にワクチン接種や陰性確認●混雑する場所では会話を控えて距離の確保（大浴場や更衣室などの共用部は特に要注意）●外出の際は消毒薬を携帯●移動中の自動車内でも感染例があるため、こまめな換気を実施
イベントに参加するとき	<ul style="list-style-type: none">●主催者からの要請は必ず遵守●寄り道せずに直行直帰
友人等と飲食するとき	<ul style="list-style-type: none">●感染防止対策がとられている認証店を利用●少人数・短時間、会話と食事の場面を分ける●料理は大皿ではなく取り分ける●宴会は感染防止対策を徹底し、感染を拡げないためにも日数を空ける
家庭内	<ul style="list-style-type: none">●窓開けやレンジフードを活用した換気の実施●帰宅時、調理前、食事前の手洗い●タオルやコップなど家族間での共用は避ける

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none"> ●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内（※）、滞在時間を2時間以内（※）とするよう協力を依頼 ※全員の陰性の検査結果を確認した場合は、人数、利用時間の制限の対象外 ・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクション」の活用を推奨 ・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none"> ●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼 ・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備を提供している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼 ●上記の店舗に共通の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none">● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「4（3）イベントの開催制限」参照）● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼● 以下の事項を実施するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスク着用周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）・ 施設の換気・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止対策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	<ul style="list-style-type: none">●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛するよう協力を依頼

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
 - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食	:	大人数の会食、ホームパーティー	等
イベント	:	小規模イベント、結婚式	等
移動	:	都道府県間の旅行	等
その他	:	高齢者施設での面会	等

リバウンド警戒期間における取組

令和4年4月21日
東京都

1. リバウンド警戒期間における取組

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年4月25日（月曜日）0時から5月22日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、以下の要請、協力依頼を実施

①都民向け

- ・混雑している場所や時間を避けて行動
- ・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請、協力依頼

(外出・移動等)

- 混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼。こうした対応が難しいと判断される場合や発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼

(会食等)

- 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛するよう協力を依頼

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けることを要請 (法第24条第9項)

3. 都民向けの呼びかけ

ゴールデンウィークに向け、都民に以下の協力を依頼

(ワクチン接種)

- ゴールデンウィーク前にワクチン接種
- 事前の接種ができない方は、ゴールデンウィーク期間を利用して接種

(検査の実施)

- ゴールデンウィークに帰省、旅行等する場合は、事前に検査を受検
- 旅行や会食後など、不安を感じた場合も検査を受検

(基本的な感染防止対策)

帰省先や旅行先でも基本的な感染防止対策を徹底

- 会話時のマスクを着用、大声を控える
- 室内、自動車内の積極的な換気
- 体調によっては思い切って予定を変更
- こまめな手指消毒

(ゴールデンウィークで特に想定される場面毎の注意事項)

場 面	注意事項
帰省、旅行、外出のとき	<ul style="list-style-type: none">●大切な人に会う前にワクチン接種や陰性確認●混雑する場所では会話を控えて距離の確保（大浴場や更衣室などの共用部は特に要注意）●外出の際は消毒薬を携帯●移動中の自動車内でも感染例があるため、こまめな換気を実施
イベントに参加するとき	<ul style="list-style-type: none">●主催者からの要請は必ず遵守●寄り道せずに直行直帰
友人等と飲食するとき	<ul style="list-style-type: none">●感染防止対策がとられている認証店を利用●少人数・短時間、会話と食事の場面を分ける●料理は大皿ではなく取り分ける●宴会は感染防止対策を徹底し、感染を拡げないためにも日数を空ける
家庭内	<ul style="list-style-type: none">●窓開けやレンジフードを活用した換気の実施●帰宅時、調理前、食事前の手洗い●タオルやコップなど家族間での共用は避ける

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内（※）、滞在時間を2時間以内（※）とするよう協力を依頼 ※全員の陰性の検査結果を確認した場合は、人数、利用時間の制限の対象外・飲食の場における安全安心の確保のために「TOKYOワクション」の活用を推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none">● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用することを要請（法第24条第9項） （「4（3）イベントの開催制限」参照）● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼● 以下の事項を実施するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスク着用周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む）・ 施設の換気・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(2) その他の施設②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止対策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止対策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	<ul style="list-style-type: none">●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛するよう協力を依頼

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催することを要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

- ※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント
大声なしのイベント・・・上記以外のイベント
- ※2 収容定員が設定されていない場合
 - ・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 参加者等に対し、イベント等の前後の活動における基本的な感染防止対策の徹底や、直行直帰の呼びかけ等を行うよう協力を依頼
- 接触確認アプリ等を活用することを要請（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守することを要請（法第24条第9項）

4. 事業者向けの要請、協力依頼

(4) その他

(職場への出勤等)

- テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼

(ワクチン接種歴や検査結果確認の取組)

- 飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴（TOKYOワクション等を活用）や陰性の検査結果を確認する取組を推奨

例) 飲食	:	大人数の会食、ホームパーティー	等
イベント	:	小規模イベント、結婚式	等
移動	:	都道府県間の旅行	等
その他	:	高齢者施設での面会	等